

障害者差別解消に関する普及啓発物の紹介 ～東京都福祉局～



**令和6年4月1日から 事業者による合理的配慮の提供が
全国的に義務化されました！**

東京都では、平成30年施行の「東京都障害者差別解消条例」により、都内事業者による「合理的配慮の提供」を義務としていますが、今年の4月から、障害者差別解消法の改正により、全国的に東京都と同様に、事業者による「合理的配慮の提供」が努力義務から「義務」となりました。

法改正を受けて改訂を行った「東京都障害者差別解消法ハンドブック」及び「東京都障害者差別解消条例パンフレット」を東京都福祉局のホームページに掲載しております。是非、御一読ください。

東京都障害者差別解消法ハンドブック

障害者差別を解消するために、都内の自治体職員や事業者の方々が、日々の活動の中で配慮すべき事項を分かりやすくまとめています。「不当な差別的取扱いの禁止」及び「合理的配慮の説明」、対応の具体例を提示するとともに、様々な障害の特性についても分かりやすく説明しています。

(掲載URL)

https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/shougai/shougai_shisaku/sabetsukaisho_yougo/sabekaikeihat-su.files/han_2024.pdf



障害者差別解消条例普及啓発パンフレット

社会の中で見受けられる障害者差別、都条例のポイント及び「合理的配慮の提供」について、分かりやすく紹介しています。

(掲載URL)

https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/shougai/shougai_shisaku/sabetsukaisho_yougo/sabekaikeihatsu.files/pan_2024.pdf

対応等でお困りのことがありましたら御相談ください。

東京都障害者権利擁護センター

電話：03-5320-4223

syougaisyakenriyougo@section.metro.tokyo.jp

